

京都市告示第 474 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 21 年 2 月 25 日

京都市長 門川 大作

1 道路の種類 府 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新別	延 長	敷地の幅員
上賀茂山端線	北区上賀茂岡本町41番地の3地先内	旧	メートル 8.00	メートル 4.35 ~ 6.00
		新	8.00	4.34 ~ 7.27

2 道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新別	延 長	敷地の幅員
山科西野緯14号線	山科区西野山階町11番地の6地先から 同町11番地の5地先まで	旧	メートル 40.20	メートル 3.00
		新	40.20	3.00 ~ 3.56
七条御所ノ内 経1号線	下京区西七条南月読町108番地の1地先から 同区七条御所ノ内西町66番地の5地先まで	旧	144.10	6.00 ~ 7.60
		新	144.10	6.01 ~ 7.59

七条御所ノ内 経2号線	下京区西七条南月読町2番地の20地先 から	旧	75.90	6.00 ~ 12.00
	同町6番地の7地先まで	新	76.00	6.01 ~ 12.00
醍醐緯56号線	伏見区醍醐御園尾町35番地の5地先か ら	旧	21.20	5.60 ~ 6.00
	同町32番地の2地先まで	新	21.20	5.68 ~ 8.58

(建設局土木管理部道路明示課)